厚生労働省資料より抜粋)

## 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の 軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

## 1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円(現行:22万円)に引き上げる。
- 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を29.5万円 (現行:29万円)に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を54.5万円 (現行:53.5万円)に引き上げる。

